

西原村女性職員の活躍の推進に
関する特定事業主行動計画

平成28年3月策定
西原村

西原村女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
西原村長
西原村議会議長
西原村教育委員会
西原村選挙管理委員会
西原村監査委員
西原村農業委員会

西原村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、西原村長、西原村議会議長、西原村教育委員会、西原村選挙管理委員会、西原村監査委員及び西原村農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局、村教育委員会、村選挙管理委員会、村監査委員及び村農業委員会において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果に基づいた女性職員の活躍を推進するための目標を設定し、その達成に向けた取り組みを本計画期間内において行う。

(1) 現状把握

① 採用状況

平成26年度 全体 2名
男性 2名 女性 0名 女性割合 0.0%
平成27年度 全体 4名
男性 2名 女性 2名 女性割合 50.0%
2ヶ年女性採用割合 33.3%

② 平均した継続勤務年数の男女差

平成27年度 全体平均 19.0年
男性平均 21.3年 女性平均 15.3年 差 6.0年

③ 各月ごとの平均時間外勤務時間

平成26年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
時間	3.4	6.3	7.1	1.8	4.0	5.5

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間	1.0	4.3	17.1	2.2	6.3	5.3

※12月は衆議院議員選挙を含む

④ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

平成27年度 全体 9名
男性 8名 女性 1名 女性割合 11.1%

⑤ 各役職段階に占める女性職員の割合

平成27年度 全体 41名 (係長相当職以上管理職を除く)
男性 27名 女性 14名 女性割合 34.1%

⑥ 男女別の育児休暇取得率及び平均取得期間

平成27年度

性別	育児休業取得率	平均取得期間
男性	0.0%	—
女性	100.0%	345.8日

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率及び平均取得日数

平成27年度 取得率 0.0%
平均取得期間 0日

(2) 数値目標、取組及び実施時期等

① 職員採用関係

新規採用者の女性割合は、平成26年度から平成27年度の実績は33.3%であり、今後5年間においても採用情報をホームページや広報等を活用し幅広く周知し、女性の採用試験の受験割合及び採用割合を平均3割以上維持する。

② 配置登用

本計画期間内において係長職以上の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を実施するとともに、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に配慮した柔軟な人事を行い、平成32年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、平成27年度実績の34.1%より引き上げ、35%以上にする。

また、平成32年度までに、管理的地位にある職員の女性割合を平成27年度の実績11.1%より引き上げ、20%以上にする。

③ 継続就業及び仕事と家庭の両立

出産を控えている全ての男女に対し、管理職員又は総務課担当者による面談を行い、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進等に関する助言を行い、平成32年度までに、育児休業（部分休業の取得も含める。）を取得する男性職員の割合を5%以上にする。とともに平成32年度までに、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を5%以上にする。

更に、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図るとともに夏季休暇等の日数を増やすなどの取り組みを行い、ワークライフバランスの推進に資するよう効率的な業務運営を行う。